

長崎県訪問看護ステーション連絡協議会会則

(趣 旨)

第1条 本会則は、老人保健法及び健康保険法及び介護保険法等に基づく訪問看護を提供する訪問看護ステーション各施設間の連携並びに連絡調整について必要な事項を定める。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、長崎県訪問看護ステーション連絡協議会と称し、事務局を長崎県医師会館内に置く。

(構 成)

第3条 本会は、長崎県内に設置された訪問看護ステーション（以下「会員」という。）の事業者、管理者等をもって構成する。

(目 的)

第4条 本会は、長崎県内に設置された訪問看護ステーション間の業務の連携を図り、地域住民の在宅ケアと地域医療の要であるかかりつけ医を支援し、あわせて保健・医療・福祉関連職の連携のもとに訪問看護の充実と推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業の普及及び啓発に関すること
- (2) 訪問看護事業の行政に対する連絡及び調整に関すること
- (3) 訪問看護事業の調査研究に関すること
- (4) 医療・保健・福祉サービス事業との連携に関すること
- (5) 訪問看護の内容の整合及び充実と活動方針に関すること
- (6) 施設相互の情報交換に関すること
- (7) 職員の研修に関すること
- (8) その他必要な事項

(会員の責務)

第6条 会員は、訪問看護師としての倫理を自覚し、社会の信頼に背く行為をしてはならない。

2 会員は、本会の会則を守り、秩序の維持に努めなければならない。

(処 分)

第7条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、退会、会員資格の一時停止の処分をすることができる。

(1) 訪問看護師の倫理に背き、本会の名誉を著しく傷つけたとき

(2) 本会の会則に違反し、または本会の秩序を乱したとき

2 前項の処分については、役員会の議を経なければならない。役員会は、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

2 役員は、総会において会員の互選によって選出し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合は、補欠役員を選出する。但し、会務に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、会務を掌理する。

4 監事は、会務及び財産状況を監査する。

(世話人)

第10条 県下の訪問看護ステーションの円滑な運営を図るための連絡調整の推進役として、長崎県医師会の担当理事を世話人とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱し、その任期は会長の任期による。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

なお、会長が必要と認める場合は、顧問その他を出席させることができる。

2 次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の招集及び提案すべき事項
- (2) 会費の額並びに徴収方法に関する事項
- (3) 会務の運営に関する事項
- (4) その他重要な会務に関する事項

(総会)

第13条 総会は、年1回以上開催するものとし、会長が招集し、議長となる。但し、必要に応じ臨時に開催することができる。

なお、会長が必要と認める場合は、顧問その他を出席させることができる。

2 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 収支予算及び決算に関する事項
- (2) 会費の額並びに徴収方法に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 顧問の委嘱に関する事項
- (5) 会則の改廃に関する事項
- (6) その他重要な会務の運営に関する事項

3 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。

4 総会の議決又は承認は、出席会員の過半数をもって決する。

可否同数の場合は議長が決する。

5 議決権は訪問看護ステーションそれぞれ1議決権とする。

(役員会、総会の議事録)

第14条 役員会、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果

2 議事録は副会長が作成し、事務局にて保管する。

(会費)

第15条 会員は、本会所定の会費を本会に納入しなければならない。

2 会費の額並びに徴収方法は、毎年役員会で決定し、総会で承認を得るものとする。

(会 計)

第16条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) その他補助金、寄付金など

2 会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. 本会則は、平成8年12月21日より施行する。

2. 役員の初年度の任期は、平成10年3月31日までとする。

3. 本会則は、平成13年7月6日より改定する。

4. 本会則は、平成29年6月3日より改定する